

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合、

「労災電子化加算」を算定できます

現在、労災診療費の電子レセプト請求ができるようになっていますが、電子レセプト請求を実施する医療機関の負担軽減を図るため、**平成26年4月診療分から**、「労災電子化加算」の点数を**3点から5点**に引き上げます。

点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、**電子レセプト1件につき5点**が算定できます（初診・再診を問いません）。

対象となる期間

平成26年4月以降の診療分から、引き上げ後の「労災電子化加算」が算定できます。

平成26年3月診療分までは、電子レセプト1件につき3点の算定となります。

- ※ 「労災電子化加算」の算定は、平成28年3月診療分までとなる予定です。
- ※ 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となります。届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム 

新潟労働局労働基準部労災補償課
新潟労働局労働基準部労災補償課分室

電話025-288-3506
電話025-283-2123